

報告第11号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年11月30日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成21年10月23日（金）午後5時30分ごろ、相手方が市道2290号線を自転車にて走行し、開発により築造された北本市所有の開発道路に進入したところ、第三者が道路上に設置したロープに自転車を引っ掛け転倒し、自転車が破損したもの

3 損害賠償の額 金2,360円

平成21年11月20日

北本市長 石 津 賢 治